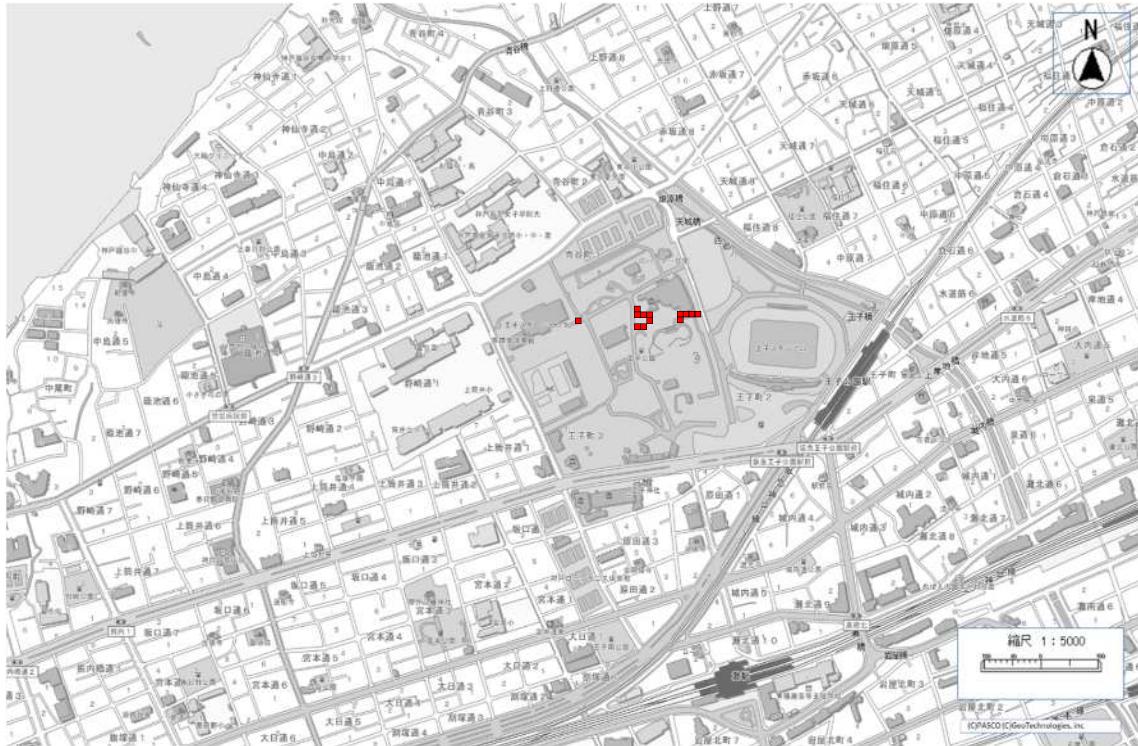


土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

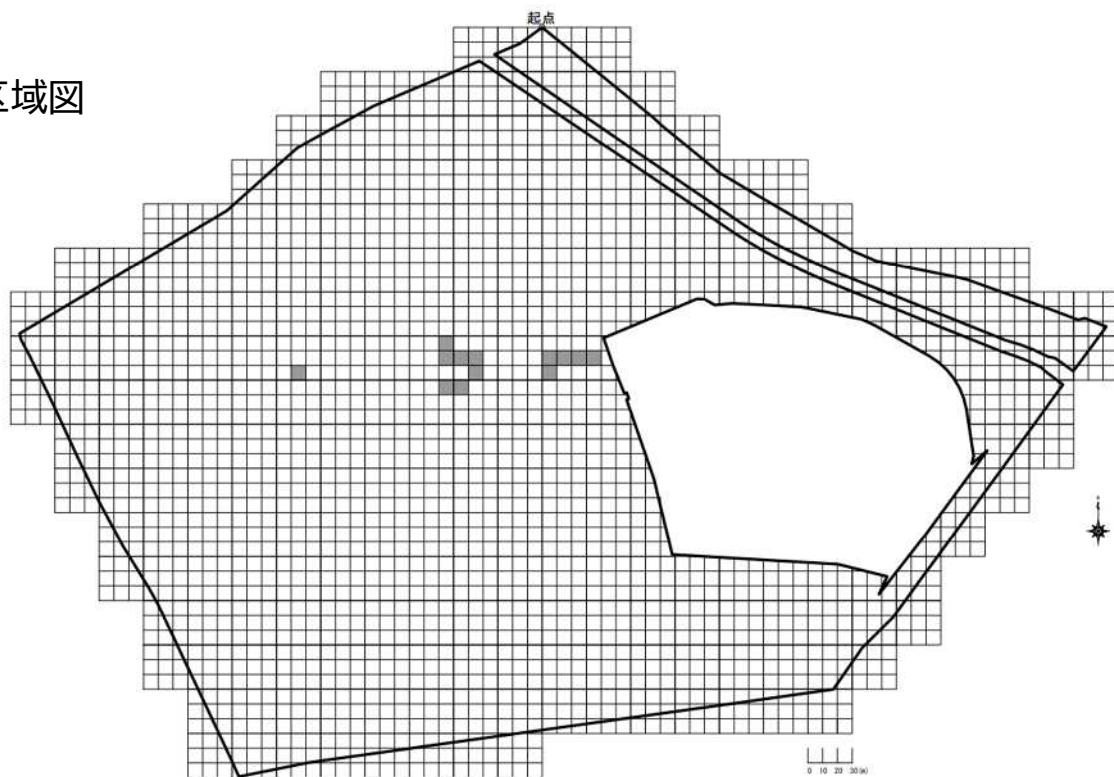
1. 区域指定の概要	
指定する区域（地番）	灘区王子町3丁目1番1、青谷町1丁目1番1の各一部
指定の区分	<input type="checkbox"/> 要措置区域 <input checked="" type="checkbox"/> 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和8年2月3日
特定有害物質の種類	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物
2. 土壤汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壤汚染対策法 <input type="checkbox"/> 第3条 <input type="checkbox"/> 第4条 <input checked="" type="checkbox"/> 第14条 <input type="checkbox"/> その他（ ）
試料採取等対象物質	地歴調査により土壤汚染のおそれがあると認められた、ジクロロメタン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物
土地の地歴調査結果	・研究施設、燃料庫として利用された履歴があった。 ・特定有害物質である上記物質の使用等が確認された。
土壤の測定結果	水銀及びその化合物 溶出量最大値 0.0011mg/L (指定基準値 0.0005mg/L 以下) 鉛及びその化合物 溶出量最大値 0.036mg/L (指定基準値 0.01mg/L 以下) 砒素及びその化合物 溶出量最大値 0.031mg/L (指定基準値 0.01mg/L 以下) ふつ素及びその化合物 溶出量最大値 0.95mg/L (指定基準値 0.8mg/L 以下)
区域指定する土地の面積	1,300 m ²
土壤汚染の原因	事業活動によるものと思われる。
3. 周辺環境への影響	
地下水飲用	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：周辺に地下水飲用井戸がある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：周辺に地下水飲用井戸がない）
土壤の直接摂取 (含有量超過はない)	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：土壤を直接摂取するおそれがある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：土壤を直接摂取するおそれがない）
4. 今後の対応	
土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないよう土壤汚染対策法に基づき適正に措置するよう指導する。	

位置図



区域指定予定地

指定区域図



<起点>

起点は墨区天城通8丁目9の最北端より
南に10.52m、西に19.52m移動した点とする。

<格子の回転角>

格子の回転は行われなかった。

<凡例>

○ 起点

— 形質変更予定区域

■ 形質変更時要届出区域